

參議院社會労働委員會會議錄第二十一號

午前十時三十二分開会

委員長 鈴木 強君
理事

委員

龜井 光君
高野 一夫君
藤田藤太郎君
柳岡 秋夫君

加藤 武德君
紅露 みつ君
徳永 正利君
山本 杉君
横山 フク君
阿具根 登君
杉山善太郎君
藤原 道子君
小平 芳平君
村尾 重雄君
林 塩君

衆議院議員	八木 一男君
國務大臣	厚生大臣
政府委員	小林 武治君

厚生省公務 衛生局長	若松 榮一君
厚生省大臣官房長	梅本 純正君
厚生省公務 衛生局長	砂原 格君
厚生省公務 衛生局長	尾崎 嘉麿君
厚生省公務 衛生局長	大崎 康君
厚生省公務 衛生局長	熊崎 正夫君

厚生省薬務局薬事課長
横田 陽吉君

常任委員
會專門員
増本 甲吉君

本日の会議に付した案件

○生活保護法の一部を改正する法律案
(衆議院送付、予備審査)

○日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（衆議院送付、予備審査）

○毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○委員長（鈴木強君）　ただいまより開
会いたします。

ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕

○委員長（鈴木強君）速記を始めてください。

生活保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者、衆議院議員八木一男君より提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員（八木一男君） 私は、ただいま議題と相なりました生活保護法

の一部を改正する法律案、すなわち、生活保障法案につき、その提出の理由趣旨並びにその内容の大綱につき御説明申し上げます。

生活保護制度は、憲法第二十五条の精神を実現すべき制度の中で非常に大切なものであり、社会保障制度の基盤をなすものでありますが、この重要な制度を規定する生活保護法制度発足

後、十数年間、その間に、社会状態、家族関係、経済状態、生活水準等の急激な変遷に際会しているのにかかわらず、変化に応じた根本的な改正がなされず、その運用もまた枝葉末節にとらわれて根本的精神にもとる方向がとられ、そのため、憲法に明記された健康で文化的な生活を営む国民の基本的権利が実際には保障されず、多くの不運な人たちが人間らしい生活をなし得ないでいる現状は、まことに憤激にたえない状態であり、その間の政府の責任は、まさに重大と言わなければならないとい存じます。

わが党は、この現状にかんがみ、生活保護法を抜本的に改め、その重大な欠陥を是正して、憲法の条章のほんとうの意味の実現をはかろうとするものであります。法律名も、その趣旨に即応するよう、生活保障法と改めようとするものであります。

以下、順次おなる改正点とその理由について御説明申し上げます。

まず、改正の第一の柱は、本法の施行をより実情に即した適切なものに

し、特に保護の基準を適切なものに
し、その改正を社会経済情勢に対応し

て迅速に行なわせるようにするため、生活保障審議会をつくることであります。

す。生活保護制度には生活、住宅、教育、出産、生業、葬祭、一時の各扶助

四種類の空余制度があり、かつ、その

基準は年齢別、性別、世帯構成別、所在地別における計算される。

で、非常に複雑な構成になっておりまして、これは、各位の御承知のとおりであります。そのあらゆるものがあり、また、低過ぎてゐることは周知の事実でございます。まず、その中心である生活扶助制度で調べて見ますと、東京都標準四人世帯で一月、一万六千百四十

七円（四級地 二万一千七百八十七円）、一人当たり、月四千三十七円（四級地 二千九百四十七円）しか支給しないのでありまして、そのうち飲食物費については一級地 一万四百十七円、一人当たり、二千六百四円、一人一食平均二十八円ということに相なります。もつ

と具体的に年齢別、地域別、男女別に飲食費一食当たりを出しますと、六才から八才までが一級地で一食平均約二十七円、四級地約二十円、十八才から十九才までが一級地男子約三十六円、四級地二十二円、六十才以上一級地男子約二十九円、四級地女子約十七円と

いうことに相なるわけであります。多いところで三十円代、少ないところでは十数円代の食費という、まことに驚くべき僅少な金額に相なるわけでございまして、これでは全く健康な生活ということはできず、ただ現在生きているというだけで、自分の体力を消耗

し、当然長らへるべき生命を縮めてい
るといつても断じて過言ではないので
あります。嗜好品費については、たば
こ・甘味等の費用は考慮されておらず、
パンツなど消耗度の多い下着が一年に
約二着余、四十ワットの電灯しかつけ
ない状態では、文比的に生活などい

は絶対に言えないのであります。

右のような実情から見て、即時大幅な基準の引き上げが断じて必要であり、その後も物価の上昇に見合うこととはもちろん、さらに一般の生活水準の向上等に従つて、時を移さず改正をさるべきものであります。

しかるにかかわらず、基準の引き上げについてはその場限りのごまかしの方法しかとられていなかったため、生活扶助を受ける世帯の生活水準は一般勤労世帯の生活水準に比して、立法当时よりぐんぐんと低下してきたのであります。

すなわち、その比率は昭和二十六年及び二十七年が五四・八％でありましたのが、二十八年より四〇％台に下がりました。三十二年度よりは三十九％台に下がり、三十七年度の改定によってようやく四二％に達し、昭和三十九年度の改定で四七％に達するであらうかと推定する。

定されるだけであります。本来健康で文化的な最低生活の水準ということは、絶対えず進展すべきものであり、単純にきめがたいものでありますが、特定の地域における特定の時点においては客観的に決定し得るもので、かつ、決定すべきものであります。

しかも、最低限度というからには、その実施を予算のワクというものでし
ばり不可能にすることは絶対に許され
ないものであり、逆に、そのことを国
民に保障するために予算が組まれなけ
ればならない性質のものであります。

が完全に無視され、主管官庁の予算要求までが、ぼろのきわめて無責任、無能力、不十分のものであり、さらに、それすらも予算のワケというところで大なたをふるわれるというやり方では、不運な人たちが人間らしい生活を保障されることは実現できないことになり、その間における人権の侵害は、あとからではいかにも補うことができないわけであり、かつ、このような欠陥をなくし、かつ、この法律の運用の大綱をより実情に即したものと、この法律に筋金を入れるために生活保護審議会の制度を設けようとするわけであり、すなわち、同法の第二章のあとに生活保護審議会の章を起し、基準決定に関する厚生大臣の権限との関係に關して、第八條に第三項から第五項までを新しく規定するほか、所要の改正をすることによって同審議会の活用をはかろうとするものであり、まず、審議会は両院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員八名及び厚生、労働、大蔵、地方自治、文部各事務次官計十三名をもって構成され、十分重大な任務を補佐するに足る事務局を置き、毎年一回以上保護の基準の適否に関する報告をし、変更の必要を認める場合の勧告権を持ち、厚生大臣はこれについて必要な措置を講ずべきこととし、また、厚生大臣に保護基準の制定、改正の際の諮問義務を課し、厚生大臣が審議会の意見によりがたいと認める場合の再諮問義務を規定するとともに、従来社会福祉事業に規定されておりました社会福祉審議会の生活保護専門分科会の機能をも本審議会に吸収し、実施要領その他の本法の施行に關する重要事項及び

本法の改正についても諮問を受け、またはみずから進んで関係行政庁に意見を述べ、関係行政庁はこれらの答申、勧告、意見を尊重すべき義務を規定するものであり、審議会として最も大きな権限を付与して、その熱心な調査、民主的な審議による適切な迅速な決定によって従来の政府の怠慢、無責任のため、憲法第二十五条の精神が実際に十分に確立されてない弊を除こうとするものであります。

改正の第一の柱は自立助長に關してであります。

本法の目的として、第一条に自立助長が明記されておりますが、自後の具體的条文は必ずしも生業扶助の項を除いて、それ以外はこの目的を実現しようという意味を持つものは全然なく、それのみか、この目的を抹殺する作用を有する第四条のごとき規定すらあるものであります。

自立助長は、対象者が機械ではなく、生きた感情を持つ人間であることを念頭に入れたものでなければ実効があがりません。現在の収入認定の制度は、不運な人が何とか苦しい努力の中から人間らしい生活を再建しようとする意欲を喪失させる仕組みになっており、夫が死亡し、足腰の不自由な老母と幼い三人、四人の子をかかえている母が懸命に働いた収入が扶助の金から差し引かれるのでは、疲れだけが残り、仕事をやめて、せめて家族たちのそばにいて、子供たちをかわいがり、親に孝養を尽くしたほうがよいという気持ちになることはあたりまえの話であろうと思ひます。苦しい中、条件の悪い中で、母を養う子供、看護してあげたい親に目をつぶって家に残して働きに出

ることは、その子供に、親に、少しでもおいしいもの、栄養になるものを食べさせたいという考え方で努力をふるって働いているのに、その収入が実際の生活を潤すものにならないのでは、働く意欲など喪失し、自立の道は閉ざされてしまうことは明らかであります。

現在の制度の運用においてもこの実体が直視され、行政上はこの法律をできるだけ広く解釈して、冷酷無比な収入認定の制度を緩和しようという方法がとられておりますが、いかにせん、第四条第一項の鬼畜のごとき条文に縛られて、十分なものになっておりません。

いわゆる勤労控除という制度は、大衆の切なる希望に従って厚生省が智慧をしぼり切ったつくった制度であり、すが、条文に縛られて、必要経費の控除という理論の上にしか立てないため、実際の働きによる実生活の向上という問題はほとんど解決しておらず、勤労控除等でもし実際的に幾ぶんの効果ありとしても、この制度は働く者一名につき幾らの控除の制度であつて、前例のごとき、家族を多くかかえた未亡人には何分の一の効果が及ばないわけであり、したがって、この勤労控除の制度は必要経費補てんという目的のため有効な制度であり、存続拡充すべきであります、ほんとうに自立を促進するためには、これとは別に対象家族に応じた、しかも、必要経費というワケに縛られない収入認定控除の制度をつくり、要保護者家庭中のある程度働けるものが家族のために一生懸命働いた収入が、実際に相当程度家族を潤し、その結果さらに働く意欲

を燃やし、仕事の習熟、顧客の増加等によってさらに収入がふえ、自立の道が急速にかつ大きく開けるようすべきであります。本案は、そのため第八條の二の規定を新しく設け、右の目的を達成しようとするものであります。

以上は、自立助長をはばむ収入認定を緩和しようとする条文であります。が、他の点においても、自立助長に配慮いたしておりますことはもちろんであります。

改正の第三の柱は、適用の過酷な要件を緩和しようとするものであります。

現行法でこれを規定いたしておりますのは、保護の補足性の条項、すなわち、第四条第一項及び第二項であり、まず第一項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定されているのであります、あらゆるもの、極めて縛ったこの過酷きまるる条文のために、数年前までは病床の老人がただ一つの楽しみであつたラジオ、それも売り払った場合幾ばくの金にもならないものでも処分しなければ扶助が受けられない。なき夫の形見の記念品を泣く泣く手放さなければ扶助が受けられない、田畑のまん中の家を処分しなければ医療扶助が受けられないといった状態があつたわけであり、

このように、実情に合わない条文に対して、行政に当たるものは、厳密にいうべき苦しい解釈をしながら、できるだけあたかき運用がなされ、現在ではラジオとか自転車とかを保有し、

また、家屋等の全般的な処分をしながらも保護が受けられるようになっており、また、逐年幾ぶんずつ緩和される傾向にありますけれども、やはりこの条文に縛られて実情にそぐわず、対象者の人間らしい感情を踏みにじり、あるいは再起の希望を断つことが非常に多いわけであり、

この点を改めるため、右条文中、「その他あらゆるものを」を「その他のもの」に改めて、冷酷な鉄条網を取り払い、さらに、積極的に第四条第一項に後段を加えて、たとえば親の形見、夫婦の記念品、老人、病人、子供等の娯楽品など、社会通念上保有させることが適当なものと及び将来再起のため必要な、たとえば家屋、田畑、店舗、オートバイ、三輪車等々、自立助長に必要なものの保有をしたままで保護が受けられるようにしようとするものであります。

次に、第二項では、民法の扶養義務者の扶養が本法保護に優先して行なわれるものとなることになっており、この条文のため、家族とともに余裕のないいきりきりの生活をしている人が、要保護者に対する扶養義務のためその生活を破壊されたり、また、それをめぐって親戚間の感情が対立したり、また、遠方に親戚がいるため保護を必要とするものが急速に保護が受けられなかったり、いろいろの不都合が生じ、担当者も扱いに苦悩する現状にかんがみ、実情に合わない民法の扶養義務優先条項を削除して、あたかき運営を行なおうとするものであります。

改正の第四の柱は、現在保護は世帯を単位として行なうことを原則としていたのを、個人単位を原則とすること

に改めようとするものであります。

現在、世帯単位を原則とされているため、民法にいわゆる生活保持義務者ではない扶養義務者が同一世帯にいることによって要保護者と完全に同一水準の生活をせられることになっていないことは、全く不合理といわなければならぬことでありまして、実例をもつて考えてみますと、障害者の父、病人の母、幼い弟妹二名と同一世帯でいる十八才の少年がどのくらい懸命に働いても、収入がこの五人の生活保護費以上の金額にならない限り、実生活費を引き上げることにならないわけであつて、若い青年の権利がじゅうりんされ、両親に対する孝心も実際には実を結ばないことになるわけでありまして、このような重大な欠陥をなくするため、第十条を改め、原則的に個人単位とし、ただ例外として、同一世帯の夫婦と未成年の子供のみを単位として扱うことにしようとするものであります。

このことによつて、要保護世帯の中で懸命な努力をする青少年は、その働きの見合ひ生活を建設し、かつ、実際的には収入のある部分は両親や弟妹の生活のため消費せられて、青少年の勤労による自己の生活建設の努力と、家族に少しでもよい生活をと願う愛情が実際上実を結ぶことになるかと考へるものであります。

改正の第五の柱は、本法施行上の苦情の処理を民主的なものにするため、中央、地方に苦情処理機関を置くこととするものであります。

従来、本法の取り扱いにいろいろ苦情が生じ、かつ、その処理が必ずしも適切に行なわれないことは、いわゆる

朝日裁判の例をもつても明らかであります。裁判に訴えることはもちろん、実際は官僚の手によつて冷やかかたに処理されることが多い知事決定に期待が持てず、苦情申し立てすらあきらかにめている対象者が多い今日、民主的な機関を設けて本法のよき運用を期することが緊要なことであり、そのため、第六十五條の二の規定を新設し、第六十六條に改正を加へまして、保護の決定及び実施については、審査請求や再審査請求については、厚生大臣が裁決する場合は中央生活保護審査会の、都道府県知事が裁決する場合は地方生活保護審査会の議決を経て行なわなければならないものと、第九章の二を新設して、中央審査会及び地方審査会の組織及び権限を規定したのであります。

中央審査会は厚生省に置かれるものであり、厚生大臣の任命する学識経験者六名、関係行政機関の職員五名、計十一名をもつて構成するものであります。

特に、その機関の特質にかんがみ、心身故障など、特別の場合のほかは、その意に反して罷免することができないことにしようとするものであります。地方審査会は各都道府県に置かれるものであり、関係地方公共団体の職員六名、学識経験者七名、計十三名をもつて構成し、委員の身分が保障されることは中央審査会と同様であります。

以上が具体的な改正点であります。その他本法の理念を明らかにするための改正を行なうものであります。まず、現行法の目的が、生活に困窮する国民に対してつくられたものである

として、その理念を明確に確立させるため、生活に困窮するといふあいまいかつ、消極的な規定を改め、健康で文化的な生活を維持することができないものに対して適用されるものであつて、規定するため、第一条及び第四条を改正し、さらにこの改正と前述五項の抜本的な本法案の改訂と対応し、かつ、題名より、恩恵的なものであるという誤解を一掃し、国民の生存権を明確にするため、題名を生活保護法と改正しようとするものであります。

本改正法は昭和四十年一月一日から施行しようとするものであり、ただし、生活保護審査会に関する規定は、その任務上、公布の日から直ちに施行するものであります。

本法施行に要する直接の費用は、生活保護審査会及び審査会の費用で年間約五千万円であります。

以上が本法案の内容の概要であります。が、要するに、本法案は、社会保障の基礎となる生活保護法があらゆる面での目的を十分に果たしておらず、国民の生存権がはなはだしく侵害されている点を根本的に改め、憲法第二十五條の精神を實際に、確立しようとするものであります。

健康な生活を保障する目的をもつた法律が不完全であり、対象者が自分の体力を食へて健康をすり減らしながら毎日を送らなければならない状態、文化的などとはどんな観点よりも言えない状態、寿命や人間性をすり減らす状態を幾分でも少なくするためには、この法律をこまかくすことすらしなくてはならない状態、関係官庁が違反すれば行政解釈をしなければならぬ

状態を考へるとき、生活保護法の改正は、一日もゆるがせにすることはできないと存じます。

このような欠点を根本的に改め、ほんとうに健康で文化的な生活を保障し、さらにほんとうに自立の助長をはかるため、あらゆる観点から検討いたしました本法案でありまして、憲法を尊重し擁護する義務を持たれ、そのことに最も忠実な各位の慎重な御審議の上、急速なる満場一致の御可決を心からお願ひ申し上げる次第であります。

○委員長(鈴木徳君) 本日は、本法案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○加藤武徳君 委員長、ちょっと……。

○加藤武徳君 従来の役所方の提案理由の説明ではなしに、新しい立場に立つたかような提案理由の説明をなさるうという提案者の意欲はよくわかるのでございまして、ただいま提案理由の説明を聞きまして、理由全体に非常に誇張された点があり、誇大に表現された点もあるものであります。しかし、これは提案者の考え方、見識でございまして、あえて私はここで何も申さうとは思ひません。ただ、いまま承った提案理由の中で、法律の改正案の提案としてはきわめて不穩当であると思ふことがないでもないものであります。たとえば三ページの最初のほうでございまして、「第四条第一項の鬼畜のごとき条文」、また、同じページの最後のほうであります。現行法を「冷酷な鉄条網」かように表現をいたしましたし、また、最後のページでございまして、「この法律をこまかくすことすらしなくてはならない」と、

かような表現は、私は、法案の提案理由の説明としてはきわめて不穩当だと、かように思はざるを得ないのであります。また、院の品位からいいたしましても、かようなことを活字にとどめることは適當でない、かように思うのであります。委員長は、かような不穩當な用語を、委員長の権限において削除なさるうに提案をするわけであります。

○阿具根登君 ただいまの加藤君の御意見は御意見として聞きますが、提案者は相當な審議をいたし、この生活保護に對してきわめて熱心に審議をされ、あるいはきわめて深い関心を持っておられ、しかも、現実の生活保護者がいかに社会の片すみにも追ひ込まれてゐるかというところに対する現行法の根柢を述べられてゐるものと思ひます。それはお互ひの論争の中で論ずることにはけつこうでございまして、提案者の提案したものゝをこの場で削除するといふことについては、私は反対いたしません。そういう問題については、十分理事會なりその他で論議すべきものでありまして、提案者のことはそのままとして削除するといふことは、それこそ私は不穩當であり、議院の立法権に對する一つの侵害だと、圧力だと考へますので、そういう点は取り上げてもらはないようをお願いいたします。

○加藤武徳君 阿具根委員のおっしゃった点も私からいふわけでもないものであります。しかし、提案理由の不穩當な字句を修正することは、決して議院の発議権の侵害等であるはずはないのであります。しかし、ここで阿具根君と論争しようとは思ひません。

でありまして、また、委員長も、直ちにここで取り消せ、かように要求いたしましたとしても、どの個所をいかようにということは直ちに決定しがたい、かように思うのでありますが、後刻理事會においてこのことを取り上げ、御審議を願う、かような運びはぜひ実現をしたい、かように思うわけであります。

○委員長(鈴木強君) それでは、お二人の発言もございまして、委員長といたしましては、理事の皆さんとも御相談いたしまして、いまお二人の意見の趣旨に沿うようにやってみようと思ひます。

○委員長(鈴木強君) 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者、衆議院議員八木一男君より提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(八木一男君) 私は、ただいま議題になりました日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の提案の理由、並びにその内容の大綱につき御説明申し上げます。

医療保障制度の改善向上は識者の強く主張し、国民の熱心に要望するところでありまして、わが日本社会党は、各政党も積極的に公約をいたしております。

しかし、低所得階層と、対象としてその給付内容のきわめて貧弱な日雇労働者健康保険法の改正が最も優先的に取上げられるべきものの一つであることは、論をまたないところであります。ところが、御承知のごとく、昨年の法改正によって国保健保等の幾ぶん

の改善が進められたのかかわらず、本法に対する政府提出改正案が昨年もおろか、本年も提出されていないことはまことに當を得ていないことであります。

ちなみに、本法による療養給付は二年でありまして、国保、健保等において、療養給付を転帰するに際しては、医療保障の本筋の方向が進められながら、本法については置き去りにされているわけであります。また、傷病手当金については、健保等におきまして通常の傷病の場合六ヶ月(結核等の場合一年六ヶ月)であるのかかわらず、本法においてはわずか二、三日、出産手当金は健保等においては産前産後計八十四日以内でありますのに、本法においてはわずかに二十一日と、はなはだしく懸隔がございまして、社会保険制度審議会の一昨年八月の答申勧告にあるごとく、社会保険というものは、必要な人に必要な給付がいくことになるなければなりません。この意味から考えると、失対労働者等、最も所得の少ない階層に対する保障は、他の人たちに對するもの以上の保障が必要であり、少なくともすべての給付を政府管掌の健保並みにすることは焦眉の急であると思ふものでありまして、その実現をはかるうとすることが本法提出の第一の理由であります。

次に、療養給付の給付率は、医療保障の本質より見て、できる限り早期に全国民に對し十割を達成することが絶対に必要であり、そのため即時国保の全被保険者、健保各制度の家族に對する給付を少なくとも七割にすべきことが社会保険制度審議会によって勧告されているのかかわらず、政府がわずかに

に国保の被保険者の七割を段階的に実現しようとするのみにとどめておられることはまことに不誠意、怠慢であり、池田内閣成立当初の公約にも大きく違反しているといわなければならぬと存じます。わが党は、すべての七割に満たない給付率を直ちに七割とし、自後短期間の年次計画をもって全国民に對する給付率十割を達成するという基本政策を確立しているわけでありますが、その一環として、本法の被保険者家族の七割給付を本年度から実現したいと考えるわけであります。これが本法案提出の第二の理由であります。

さらに、労働者でありながら、常用雇用でないために一般健保制度の適用を受けておられない人が多いことはわが国医療保障制度の大きな欠陥であり、建設労働者、山林労働者に日雇労働者健康保険制度が擬制適用されていることはこの欠陥を補っているものであります。が、一歩進めて、これらの人々に法的に適用の道を開き、さらに付添婦、早緒工等にも適用の道を拡大し、十割給付、傷病手当金等々、労働者として当然の給付を確立することは制度審議会勧告の精神に沿うものであり、その急速な実現の必要性を痛感するものであります。これが本法案提出の第三の理由であります。

これらを実現するために要する費用については、被保険者の所得がきわめて低い点より見て、当然国庫の支出増をもつてまかなわれるべきであり、そのため、高率の国庫負担率になつても、社会保険制度審議会の勧告に示すとおり、労働者の健康保険制度が分立され、その中で本制度が特に低所得労働

者のみの制度であることより見て当然であると確信するものでありまして、その立場に立つて国庫負担率を七割五分にして実現しようとするものであり、年間約八十四億円の国庫支出増をもつて確実に実現し得るものでございまして、

以下、順次その内容について御説明申し上げます。

先ず、第一は、療養の給付の期間を現行二年より、健康保険法の継続給付の場合に限り、五年にしようということでありまして、

第二は、家族療養費の給付率を現行五割より七割に引き上げることでありまして、

第三は、傷病手当金支給期間を、現行二十二日から、通常の傷病の場合六カ月に、結核等については一年六カ月に改めることでありまして、

第四は、出産手当金の支給期間を、現行分べんの日以後二十一日以内を、分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日以内に改めることでありまして、

第五は、分べん費現行四千円を六千円に、家族分べん費現行二千円を三千円に改めることでありまして、

第六は、育児手当金を新設し、被保険者及び配偶者が分べんしたときは育児費の補助として二千円を支給することでありまして、

第七は、特別療養費の給付率を、本人、家族とも、現行五割から七割に引き上げることでありまして、

第八は、給付条件の緩和でありまして、まず一般の条件として、現行二カ月二十八日あるいは六カ月二十八日のいずれかの要件を満たせばよいことに

なつてゐるのを、二カ月二十八日あるいは六カ月六十日のいずれかの要件を満たせばよいこととすることでありまして、

次に、特別の条件緩和として、初めて被保険者となつて二カ月以内に療養の給付を受けようとする場合、十四日以上保険料を納めていればよいこととし、これに伴い、傷病手当金及び埋葬料の支給条件を緩和しようとするものであります。

第九は、認可による被保険者の章を新設し、他の労働者健康保険制度の適用を受ける条件を持たない労働者に本法の法的適用の道を開こうとすることでありまして、

第十に、給付費に對する国庫負担率を、現行三割五分から七割五分に引き上げることでありまして、

最後に、本法案は本年五月一日より施行することにしてあります。以上、提案の理由並びに内容の大綱について御説明申し上げたわけでありますが、社会保険改善に熱意を持たれる関係各位には、失対労働者をはじめ、仕事と生活の不安定な労働者やその家族が疾病あるいは負傷したその苦悩に思いをいたされ、私どもが心血を注いだ本案に對し、積極的な好意をもつた審議を尽くされ、一日も早く満場一致の御可決あらんことを衷心よりお願い申し上げます。

○委員長(鈴木強君) 本日は、本案に對する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(鈴木強君) 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案を議題と

いたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言願います。

○高野一夫君 ちよつと政府委員のほうに伺いたのですが、今度の改正の主眼は、毒液物を原材料として使つておる工場あるいは処理場の取り締まりという点にあるわけですが、それはこれのどこに、第何条にそれは該当しますか。

○政府委員(熊崎正夫君) 現行法では、業務上取り扱いをいたします者の規制としましては、毒物及び劇物取締法の第二十二條にいわゆる準用するという形で、見出しとしまして「営業者及び特定毒物研究者以外の者に対する準用」という形になっておるわけですが、お手元に配られております法律案のように「業務上取扱者の届出等」ということになっておるわけで、政令で定める事業を行なう者についての規制を強化するといふふうになっておるわけでございます。

○高野一夫君 よく工場からいろいろな毒液物を含んだ汚水が河川、海などに放流されて、水産物、そういうものに非常な被害を与えるという事実は、ままだ、まああったわけですが、従来は、この改正前はそれは取り締まることのできなかつたわけですか。従来は、そういう点に対する取り締まりの方法で、ここに現行法の第二十二條の準用をするといふことであるならば、これでやれたはずじゃないかと思ひますか、その辺はどうなつていますか。

○政府委員(熊崎正夫君) 御承知のように、十一條、十二條が準用されておりました、十一條が取り扱ひにつきま

しての規制でございます。これは抽象的に書いた十一條の規定でございますし、それから、十二條につきましても表示の問題、それから、十七條においては立ち入り検査といふことでございまして、肝心なものの業務上取り扱いにつきましても、いわゆる責任者を置くといふことが、現在のところは業務上に取り扱ひ者についてはないわけでございます。そこで、今回の改正につきましましては、必ず業務上取り扱い者につきましましては、毒物、劇物の取り扱いの責任者を置いて届出の義務を課すといふふうになっておるわけで、十一條におきまして、構造、設備につきましましての抽象的な表現を省令に移すことによりまして、省令でもって構造、設備につきましましてのしつかりした基準をつくりたいといふことで、その規制の徹底をはかるということにいたしましたわけでございます。

○高野一夫君 今度そういう責任者を置いてやるということ、私は非常にいいことだと思ひますが、かりに従来どおり責任者がなかつた場合でも、そういう業務に従事している者を対象にして適用ができるわけだから、十分に取り締まりをやると思へば、まあ今度の改正はなお完全だろつたわけでも、現行法でも取り締まれば取り締まることはできたはずじゃないですか。

○政府委員(熊崎正夫君) 高野先生の御っしゃる通りに、法の運用である程度の取り締まりは、立ち入り検査等の権限も持つておりましたから、業務上取り扱い者につきましましての立ち入り検査も、過去の実績におきましては、毒物劇物監視員が検査をしたという事例もございまして、しかし、その実態を正

確に把握するということにつきまして、届け出を十分行なわれておらないために、実態の把握というものがなかなかむずかしくて、事実上事故が起つたといつた場合に、初めて監視員が乗り出して事態の解決に当たるといふのがこれまでの状況だつたわけでございます。ところが、今度の改正案におきましては、まず、取り扱い責任者を置くといふことで、責任者が明確になりますと同時に、取り扱い責任者の義務を明確にいたしました。それから、また、こういう業務取り扱い者の事業管理、取り扱い責任者の義務を明確にいたしました。構造、設備を明確にし、それから、また、廃棄基準等も、これを明確にするということによりまして従来以上の効果を期待するといふことで、とにかく全体の業種が、中小企業を含めまして、二十万に近い工場、事業所でございますので、それぞの届け出を明確にすることにによって不測の事故に備へたいといふことで本改正に踏み切つたわけでございます。

○高野一夫君 そうすると、従来は工場で毒液物を原料、あるいは何かその材料に使う、そして、その処理いかんによつては、それこそ多摩川のアユもみんな浮き上がつてしまつたといふようなことなんですが、ある工場で毒液物を原料材で使つておるといふ、その実態は把握する方法はなかつたわけですか。たとえば届け出であるとか何とかいう制度はなかつたわけですか。

○政府委員(熊崎正夫君) 従来は届け出といふものが行なわれておりませんで、監視員が随時立ち入つて検査をするといふことで、実態の把握はできておらなかつたというのが現状だつたわけ

でございます。

○高野一夫君 私どもは、かつて本州製紙の汚水事件を決算委員会に取り上げて吟味したことがあるのですが、実は、われわれも、これは不勉強のせいだつたかもしれぬけれども、工場で毒液物を買ひ入れて原材料に使つておるその工場のいろいろな処理の仕方、汚水の排出、そういう点を取り締まること、それが従来完全にできておらなかつた、そういう法律になつておらなかつたといふことは、これは非常な私はどえらい欠陥じゃなかつたかと思ひますが、長い間これをだれも気づかなかつたわけですか。

○政府委員(熊崎正夫君) 先生御指摘のとおりでございます。この法律ができましたのが二十五年でございます。それからあと、例のバラチオン等の農薬の被害といふものが非常にやましくなつて、いわゆる毒物劇物の取締法の一部改正をいたしました。三十年に特定毒物の制度を導入いたしました、その際にも、いわゆる業務上取り扱いの規制といふものは見送られておつたといふふうな状況であつたわけでございますが、最近におきまして、高野先生御指摘のように、工場廃水その他で非常な問題が出てまいりました。もつとも、いままでの毒物劇物取締法の主たる対象が輸入業者、製造業者、あるいは販売業者といふことで、毒物、劇物自体を取り扱つておる業者を対象にいたしておりました、たとえばメッキ工場等その毒物を取り扱つておるといふものは、これは実際には検査の対象にはなりませんけれども、届け出も、それから、事業管理者、責任者を置く必要義務を認めておらない。

それと、もう一つは、非常に現行法で一番欠陥とされておりますのは、毒物、劇物自体の規制はある程度やっておられましても、小さなメッキ工場その他におきましては、これを含有するものといふことで、毒物、劇物自体じゃなしに、それが何らかの他の液体と一緒にになりまして含有されたものといふことで、規制する対象にはなつていない。したがつて、毒物、劇物自体をとにかく取り扱つておれば対象にはなりませんけれども、これを含有するもので、つまり水に溶けたりその他の液に溶けたものを規制するといふ形になつておらなかつたわけでございます。それを今度新たにメッキ工場等につきましましては、その含有するものにつきましましての規制まで入れたといふことによりまして、従来この法律の取り扱ひがさらに嚴重になつた。よつて、公害その他の被害も防止できるというふうにと私は私どもは考えているわけでございます。

○高野一夫君 そうすると、今度の改正では、この毒液物を原材料で使う工場は、そこに責任者を置いて使つておるものを一々届け出る。そうすると、届け出ることによつて、保健所とかどこか知らぬけれども、監視、検査を随時行なう、こういうことになりませんか。そうすると、はつきり原材料として使う処理場、工場といふものは、二十万あるが二十万あるが、一軒残らず全部把握することができそうですか。

○政府委員(熊崎正夫君) 先ほども申し上げましたように、毒物、劇物を取り扱つておる工場等は二十万ぐらゐございまして、非常に多くの数になるわ

けでございす。しかし、この二十万の工場全部を、業務上取り扱い責任者を置いたり届け出をしたりするようなことを全部包括してやるという事は私も考えているわけではございませんで、その点が、先ほど申し上げましたように、二十二条で、いわゆる二十万の工場の中からメッキ工場等の政令で定める事業を行なう者であつて、しかも、その業務上シアン化ナトリウムまたは政令で定めるものという事で、毒物、劇物のうち、いわゆる公害として一般に被害を及ぼすおそれの多い毒物、劇物を政令で定めまして、業種も政令で指定しているし、それから、毒液も政令で指定して、そういうものについて厳重な規制をするという事で、この対象は大体五万ぐらいになりますか、そういうふうな考え方で立て立案をしたわけでございす。

○高野一夫君 そうすると、二十万軒のうち、わずかに五万軒が対象になる。あとは従来どおりほとんど野放し——野放しでもないが、十分取り締まることのできない状態に放置して、しかも、その十五万軒なら十五万軒では、厚生省が省令や政令で定めた、ここで指定する以外の毒物、劇物をやはり使っているのではありませんか。今度の改正案では、ある毒物、劇物を指定して、それを原材料に使っている工場約五万軒に該当するものはこの改正案の対象になる。そうすると、あと十五万軒というものは、やはり厚生省の省令で定めた毒物、劇物を現在使っている。これは従来のように放任しておき、こういうことになりませんか。

○政府委員(熊崎正夫君) 先生ちよつと誤解しておられるのではないかと思

いますが、今度の改正案は、従来の取り扱いにつきまして、相当シビアな改正をいたしましたという点につきましては、たとえば五条の構造、設備等につきましては、これは業務上の取り扱い者全部にかぶつてくるわけでございす。それから、流出防止が十一條でございすけれども、こういうものになりますます条文をより厳密に改正いたしましたので、その点につきましては、いわゆる二十万の工場の中の五万を除きました十五万の工場は、本改正によりまして規制はかぶつてくるわけでございす。しかし、より以上に、いわゆる公害として毒物を流すおそれのある工場等につきましては、よりシビアな監督をするために業務上取り扱い責任者を必置する義務を置く、他の工場は、これは必置する義務はない。しかし、流出防止とか、あるいは事故の防止その他の事項につきましては他の工場も規制を受けるわけでございす。根本的な差は取り扱い責任者を必置置かないかという点に差があるというふうに御了解をいただきたいと思ひます。

○高野一夫君 どうも私はほんとうの正直なところ、その辺どうも納得できないんですが、二十万軒の中の五万軒だけは厳重にやると、これはけっこうです、いまだでやらないんだから。しかも、最も危険な対象物だから、いと思ひます。しかし、あと十五万軒に対しては責任者を置く必要がない。そうすると、従来どおり、その業務を行なっている者というわけですから、会社の社長になるのか、工場の責任者になるのか、個人経営だったならばその御主人になるのか、そういう人が処罰な

ら処罰——取り締まりを受ける対象になるわけですか。責任者を置かない十

○政府委員(熊崎正夫君) いわゆる毒物、劇物の一般社会に流す害といひますか、それにつきまして規制をしなければならぬ対象といひますものは、毒物、劇物を使用しておる工場等については軽重の差があるというふうに私ども考えておるわけでございまして、たとえば青酸カリ、あるいはシアン化合物等、そういうものを取り扱つておる工場等の規制と、それから、大工場で、そういったものを使つておる純粋に化学材料として使つておる毒物、劇物の工場の場合とは、おのずから規制は異なつてございすを得ないんじゃないか。したがひまして、より公の害に

関係のあるような工場につきましては、専門家である業務取り扱い責任者というものを置かなければならぬ。し、その他の工場にありましてはその必要はない、これは、その化学工業会社工場内で管理させることでも十分ではないかというふうな判断に立ちまして立案をいたしましたわけでございす。したがひまして、規制の対象からいへば、私が申し上げました前者のほうは当然規制はきびしくなる、こういうふうな御了解をいただきたいと思ひます。

○高野一夫君 私は、その約五万軒に該当するものに対するそういう改正は、きつめてけつこうだと思つてゐるんです。それは、やはり厚生省が省令で定めた毒物、劇物を使用するといふことから考えれば、それは危険性の厚薄、強弱はあるだろうけれども、全部に私はこういう改正の趣旨を徹底させることが望ましいんじゃないか。という事は、毒物、劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、取り扱う者、それはすべてこの法律の対象になつて、強弱いかにかわらず、全部あなた方取り締まつてゐるわけなんだ。今度は、それを原材料に業務上使う工場、処理場についてはそこに強弱の差をつけて、取り締まりを厳重にする対象とそうでない対象とに區別することは、私はどうかと思ひます。そこで、かりにこの五万軒以外の十五万軒の工場において、だいたい危険は薄いといつても、どんなあやまちが起こるかかわらない。それで間違つて、たとえば毒物を何か材料あるいは原料に使つて処理する、その廃液を川に流す、流す場合に、誤つて原液があるいはこの中に流されるということもあやまちであり得ることは、これはもう十分考えなければならぬ。毒物、劇物そのものを使つてゐる限りは、だから、その十五万軒に責任者を置く必要がないといふのは、非常に思ひやりから考えられたのかもしらぬけれども、一般の民衆の安全ですね、河川の衛生、安全の保持の上からいへば、十五万軒の工場も当然私は対象にすべきものじゃないか、その強弱のいかにかわらず。政府が定めた毒物、劇物を扱つてゐる業務の工場である限りは、当然この改正の

趣旨を徹底させるのがほんとうじゃないかというのでございす。だから、最も危険なものを特に大事に取り扱うといふことは、これはよくわかるけれども、あと十五万軒もほうつておくといふことは、私はそこところが、せつかくこの改正には賛成だけれども、どうも何となく不徹底なような感じがする。こゝまで改正されるならば、十五万軒も全部対象にすべきじゃないか。たかという考えを私は持つのですよ。

○政府委員(熊崎正夫君) そういう御心配いただくことは、私ももっともだと思ひます。その御指摘のように、取り扱い責任者の問題自体については、あるいはそういうことがいわれるかもしれないが、しかし、業務上取り扱うという工場等につきましては、流出防止等の規制につきましては、このものの条文が相当シビアに省令の中身に入つてきますので、従来のようなほとんど野放し程度の規制にはならないわけでございす。したがひまして、いわゆる十五万と称せられる工場等につきましては、従来以上の流出防止その他につきましての事故を未然に防止する措置は本改正によつてかぶつてくるわけでございす。ただ、業務上取り扱い責任者という専門家を置かなければならぬかどうかということにつきまして、先生の御意見と私どもの意見とは若干違つてゐるわけでございす。過去いろいろ取り扱い例に徴しまして、他の私どもが今度規制をいたしております五万軒の金属メッキ業その他の業種と比べて、その他の業種は、あるいは毒物、劇物の取り扱いの数量がきつめて少ない場合もある。

たとえば染めもの工場あたりにつきま
しては、これはもうきわめて量的にも
少ない、そういうところに業務取り
扱い責任者までを置く必要があるかど
うかという点も考えなければならませ
んし、また、近代工場と称せられると
ころでもって、あらためて、さらにい
わゆる中小企業で金属メッキ業、トタ
ン等やっておりますというふうな業
種と違つた規制をしなければならな
いかどうかという点にも、やはり若干問
題がございますので、私どもとしまし
ては、まず現状におきましては、一番
公害が生ずる可能性の最も高い五万何
千軒の中小企業をおそらく主体とする
ような業態をつかみまして、これを規
制する対象とし、業務取り扱い責任者
を置くというふうに踏み切つた次第で
ございます。

○高野一夫君 この問題は、せつかく
いい方面に改善されようというのだ
し、私はもっと徹底させたいと思つて
いる点で、まあいいです。いいです
が、ひとつ実例をあげてお尋ねしたい
のは、たとえば先年の本州製紙が汚水
をどんだん荒川に流して、そうして千
葉県のある東京湾付近のノリなり水産
業に非常に打撃を与えた。われわれ決
算委員会でもやましく取り上げて、何
回もこれを糾弾したのですが、あのよ
うな場合に——あれはバルブも製紙の
繊維ですよ。けれども、何か使ってい
るでしょう、漂白剤に。あれは劇物で
しょう、亜硫酸か何か。そのときにわ
かつたのだけれども、工場から川に放
出する液を取って検査してみると、た
いした害はない。しかし、毎日毎日
しゅっしゅう繰り返して放出してい
る間に魚介類に非常に死滅的損害

を与えることが出てくるわけですよ。
ういふような場合はこの対象となりま
すか。

○政府委員(熊崎正夫君) しばしば同
じことを申し上げて恐縮でございます
が、先生御指摘の本州製紙の工場でご
さいいますか、それにつきましては、今度の五
設備の修正につきましては、今度の五
条、十一條の改正によりまして、より
詳細な省令が規定されますので、それ
に基づきまして工場の設備の改善とい
うものを、当然工場としては負わなけ
ればならないことになります。それか
ら、また、しばしば工場等で河川に汚
物を流すということでも問題になりま
すのは、毒物、劇物それ自体じゃござ
いませんで、それに水等が入りまし
た「含有する物」ということでもつ
て、含有するものが河川に流れて人畜
に被害を及ぼすと、こういうことに
なつておるわけでございますが、現在
の毒物劇物取締法は、含有するものま
で規制することにはなつておりません
ので、それは新たに含有するものも規
制の対象にするということ、これは
全く新たな中身として取り上げたわけ
でございますから、それに基づいて、
より正しい規制ができると、こういう
ふうに私どもは考えているわけござ
います。

○高野一夫君 そうすると、たとえば
高知県に行きましても、あの高知市を
流れている鏡川のあの状態、御承知で
しょう、ひどいものです。上流にバル
ブ工場がある、全部そこから出る汚水
のおかげです。そうすると、今後バル
ブの処理工場、製紙工場というものか
らどんだんそういうふうないろいろ混
濁した汚水が河川に排出される。そう
すると、それはすべて今度の改正に

よつて取り締まりの対象になし得る
と、こう考えていいんですか。染料工
場にしてもそうですが。

○政府委員(熊崎正夫君) その工場か
ら排出されるもの自体の中に毒物、劇
物が入つておるとすれば、当然この法
律の全部規制の対象になる。従来は、
毒物、劇物の含有するものは、これは
対象になつていなかったわけですね。
でも、だから、従来のままだと対象に
なりませんけれども、新たに「含有す
る物」まで含めようということになり
ますので、これは対象になるわけござ
います。

○高野一夫君 まあほかの委員の質問
もありましようし、私、まだたくさん
質問があるのですけれども、ほかの委
員に時間を譲るために、あともう一点
きょう説明を願つておきたいのは、こ
の第四條の二ですか、今度の販売
業、これを三通りに分けてあります
ね。これは提案理由の説明でもあつた
と思ひますけれども、この三通りに分
けた趣旨をもう少し詳しく説明
してみてください。

○政府委員(熊崎正夫君) 従来の販売
業につきましては三通りには分けてお
らずに、これは一本にいたしておつた
わけでございますけれども、しかし、
その販売業の中身として、販売業の中
に「事業管理人」、これが今度の法律で
「毒物劇物取扱責任者」というふう
に改まっておりますが、販売業の中には事
業管理人がおりますことになっていま
す。この事業管理人が試験を受ける場
合の中身といたしまして、全品目と、
それから農薬用品目と特定品目という
ふうに、事業管理人の資格によつて販
売業を分けておつたわけございま

す。それをこの三つに分けましたの
で、中身はちつとも変わつておらない
わけでございます。

それと、もう一つは、従来の取り扱
いは販売品目ごとにされておりました
ので、品目は登録事項とされておつ
た。それで、登録の変更がない限り
は、登録品目以外は販売できないとい
う不便があつたわけでございます。と
ころが、今度はこのように三種類に分
けまして、しかも、三種類の販売業に
つきましてそれぞれ従来どおりの試験
を行なうということになりますので、
品目ごとの販売じやなしに、試験をす
るとすれば、農薬品目、あるいは特定
品目、一般販売業を含めまして、一般
販売業については、販売品目の登録
じやなしに、全部の品目の取り扱いが
できるという利点が出てまいつたわけ
でございます。しかし、中身といたしま
しては全く同一である、こういうふう
に御理解いただきたいと思ひます。

○高野一夫君 そうすると、第二の農
業用品目販売業の登録というのがある
が、そうすると農林省が主管として
やつておる農薬の取締法ですか、あれ
との関係はどうなりますか。

○政府委員(熊崎正夫君) これは明ら
かに競合してまいります。したがいま
して、農業用品目の販売業をやると同
時に、やはり農薬取締法において、そ
の方は農薬取締法によりまして販売業者
の登録を受けるという、お互いに競合
する形になつてまいるわけございま
す。

なければならぬ、これでも受けなけれ
ばならぬ、こういうふうなことになる
ますが、そうすると、その取り扱い人
は非常に複雑ですね、どつちか一方で
よさそうなものですが、そういきませ
んか。

○政府委員(熊崎正夫君) 御指摘のと
おりだと思つてございすけれども、
も、これは従来もそういうことになつ
ておりましたし、また、農薬といいま
してもいろいろあるわけございま
して、毒物劇物取締法に引つかかる農薬
と一般の農薬とあるわけございま
すので、少なくとも、その取り扱い農薬
が毒物劇物取締法に規制されてお
ります農薬であるとすれば、こちらのほう
に引つかつてくるということに相
なるわけでございます。

○高野一夫君 農薬取締法にも毒物、
劇物に該当する農薬を製造するとか、
取り扱いする、販売する、使用する場
合は、これは農薬取締法の中にも別個
の規定があるのです。毒液物でない農
薬と毒液物である農薬とは区別してあ
る法律の中にもあると私は記憶してい
るのですが、そうすると、その毒液物
である農薬は、やはりそこで特別の規
定がある、農薬取締法に規定する。そ
うすると、今度その毒液物である農薬
は、またこつちの取り締まりの対象に
もなる、こういうふうになりますね。
向こうの取り締まり法の、中に毒液物
と普通の農薬の区別をしてなければわ
かるけれども、向こうでもすでに区別
してあるのじやないですか。だから、
毒液物である農薬を扱う場合はどうこ
うだとか、管理者はどうこうとか、何
とか試験をするとか、いろいろなこと
になつておつたように思ふのですが、

いま私はここで条文を見てないからわかりませんが、もう少しいきやうに、かにもこの二つの法律がダブってくるような感じがする、もう一ぺんひとつ。

○政府委員(熊崎正夫君) 高野先生御指摘のように、農薬取締りのほうでも指定品目制度というものがございまして、やはり普通の農薬の中で特に毒性が強いとか、あるいは広範に散布するとかいったものにございまして、これを指定して特別な取り扱いをするというふうな形になっていくわけでございます。したがって、毒物、劇物、取締法にいう農薬用品目の場合には、普通指定品目制度に引かざるものは、相当あると思ひます。しかし、それ以外に、農薬取締りのほうで指定品目になりますのは、毒物、劇物、取締りの対象になります以外のもので、やはり相当広範に散布されるようなものにつきましては、向こうの指定品目の制度に引かざるものがあると思ひますので、これは確かに法律上の競合というところで、先生御指摘のように私も考えまして、必ずしもつきりしないという点については先生の御っしゃる通りだと思ひますけれども、すでに現行法としてお互いに連絡しながら十分円滑に行なわれておりますので、その点はひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○高野一夫君 私、まだ次回に質疑をやりますから、もう少し次回に質疑したいと思ひますが、きょうはこれでやめますけれども、私が言いたいことは、農薬というものの一番有効な農薬の大部分が全部危険物で、毒物、劇物が多いで、毒物、劇物以外にこれの対象になるようなものは、これ

を工業用に使う毒物、劇物は通産省でやるのじゃなくして、厚生省で取り締まっておいて、農薬に使うからといって毒物、劇物を農薬取締法でやって農林省にまかせなければならぬというのがおかしいというのを言いたい。だから、それは薬品である限りは、通産関係の工場を使うものであつても、当然あなた方がこれを管理して取り締まらるべきだ、現在そうです。それならば、農林関係でやるという毒物、劇物だつて、農林省にまかせないで、当然通産関係と同じように、厚生省のあなた方がこういう工業用、医療用の薬品の取り締まりに一括して統一した取り締まりをやられるべきだ。それをい

た上で、大臣、局長から、はつきりした将来あるべきであるという一つの構想を示してもらいたい。私も研究しておきます。以上、私はきょうはこれでやめます。

○柳岡秋夫君 先ほどの御質疑を聞いておりまして、この毒物、劇物の取り扱い者が約二十万ある。その中の大體営業業者で、五万八千くらいのもので、今回の改正がなされておる、こういうふうな私にちょっと理解したのでございしますが、しかし、いままでの資料等を見ても、毒物、劇物による被害というものは非常に多くなつてきておるわけですね。したがって、特にいま最後に申された農薬の被害等におきましては非常に多くなつておるという観点からすれば、この五万八千くらいの営業業者だけの規制で、あとは現行法によつてやつていくのだから、これは、やはり根本的な取り締まりの改正にはならないのじゃないか、こういうふうな理解するのですけれども、営業業者以外のこの取り扱い者に対する取り締まりの体制というものはどういふふうに考えておられるのか、その辺をひとつ。

○政府委員(熊崎正夫君) 先ほどの私の説明が、実は先生いまお話になりましたように、二十万近い業務上取り扱い者といふか、使用者といふか、そういうものの規制を考へておる、こういうふうなところになったのは、私そのとおりで思ひますけれども、実は、毒物、劇物、取締りの法律の主体は毒物、劇物の有害性にかんがみまして、そういうものを従来は主体とせず、毒物、劇物を輸入した

り、あるいはこれを製造したり、それから、これをまた販売するといふのを主体にいたしまして、その取り扱いについての規制が主体だったわけでございます。したがって、お手元の資料にも差し上げてございしますが、販売業あたりは五万八千くらい、全体で言いますと、従来の法律の規制の対象になつております製造業、輸入業、販売業を含めまして六万近い業態というふうなもの、毒物、劇物取締法の規制の対象になつております。その管理等につきましても、また、譲り受け、これを譲渡するといった場合につきましてもシビアな規定があるわけでございます。ところが、それだけではどうしても毒物、劇物の事故が絶えない。あの絶えない最も大きな原因は何かといふことが先年来ずいぶん問題になつてまいりまして、それで、昨年におきましても行政管理局のほうから、従来の毒物、劇物、取締りの法律の運用だけでは十分な危害防止ができない。やはりこれを直接取り扱つておる工場等、従来あまり規制対象になつておらなかったものを、さらに法律の適用範囲を拡大して、そこまで取り締まらうかといふふうな勧告もいただいておりますので、これを取り上げまして、いま先生御指摘のように、業務上使用するものという、従来法律の規制になつておらなかったものを、今度新たに規制をいたしたわけでございます。それによつていろいろ指摘されましたこれまでの一般的な公害といふか、そういうものにつ

きまして、規制は相当効果がある。しかし、それだけでも私どもはまだまだ完全だといふふうに申し上げて

おるわけではございせんけれども、しかし、この際、公害問題その他も非常にやかましい世論になつておりますので、この際、非常に工場等についても規制がきびしくなるという批判もございすけれども、これを一歩踏み切つて、そこまで広げようといふふうにいたしたわけでございます。

○柳岡秋夫君 資料によりますと、立ち入り検査をした件数が二千五百二十八カ所やつて、そのうち施設なり設備の非常に悪い、管理状態が悪いものが四〇・五%、あるいは廃棄方法が悪くて危険状態にあるものが一七・五%といふように、両方合わせますと六〇%近くのもの、非常に不完全なままに放置されておつた、このような結果が出ておるわけでございますけれども、こういうのはわずかに二千五百二十八カ所です。しかし、いま言われたように、実際には販売業あるいは製造、営業業者を含めて約六万という数からしますと、これはもう半数以上の、非常に不完全、いつ大きな被害が起るかわからないような状態に置かれておる、こういうことでございますが、こういう状態を改善することが今度の改正によつてできるのかどうか、その点私はひとつ疑問があるのです。というのは、これに対して監視員の数が千九百二十三名ですが、これはどういふ形で全国にばらまかれておるかわかりませんけれども、こういうわずかな監視員の数でも、ただ単に法制上こうやつてはいかぬ、あるいは技術上こうしなくちゃいかぬといふような、そういう指定だけでこういうような完全な取り締まりといふものはできないじゃないか、こういうふうに思うのですが、こ

の点はどうですか。

○政府委員(熊崎正夫君) 御指摘のように、現在、監視員の数が、これだけの膨大な対象者を徹底的に監視をするというたてまえからいいますと、先生のおっしゃる通りに、不十分だということとは、私もこれは現実の姿として認めざるを得ないというふうに思っておりますが、しかし、この毒液の監視員のそれぞれの方々の資質向上というところで、新たな法律の改正に伴いまして、その法律の施行を完全にするために講習会その他の職員訓練等にも意を注ぎまして、十分な監視態勢をとれるように、今後とも各県を奨励してやってまいりたい、こういうふうなふうに思っておりますが、ただ、これでもって私どもは十分な監視態勢がとれるというふうには思っておりませんけれども、その点は財政上その他の理由によりまして、監視員の数をふやすということは従来とも努力はしてきておりますけれども、なかなか所期の目的を達せられないような形になっておる次第でございます。

○柳岡秋夫君 まあ労働関係の、たとえば労働基準法に基づいて、基準法的に守られておるかどうか、安全衛生の面においてどうか、こういうことで基準監督官が立ち入り検査なりをするというのと、この毒物、劇物に対する監視員の立ち入り検査というものは、まあいずれも大事ではありますけれども、より毒物、劇物の監視のほうが直接人命に関係することであるし、大きな被害を与えるという面からも、単にこの労働基準法に基づく労働基準監督官の監督というよりな面と同じような考え方でこの監視員制度というものを考えておると、私は非常にまずい面が起るんじゃないかと思っております。したがって、こういう点については、十分なやはり取り締まり体制というものをまず確立するということが最も必要ではないか、こういうふうなふうに思っています。で、先ほど出ました農薬の問題等にいたしまして、農薬の不正販売、あるいはその農薬を使つての犯罪、こういうものが非常に目立ってきているわけですね。これらに対して、今度の法改正はどういう形でこれらの規制ができるのかどうか、この点をひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(熊崎正夫君) 農薬に伴います犯罪防止までは、実はこの取締法の対象としては、そこまでの規制までを考えると、そこまでの規制までを改正の原因にはなっておらないわけでございますけれども、しかし、従来とも毒物、劇物の保管なり製造なり、あるいは販売等につきまして、抽象的な基準でもって法律で規制されておりましたのを、盗難の防止その他につきまして、より具体的にこれを省令でもって規定をするということでもって、保管その他の規制がより厳重になるというところを考慮しておるわけでございまして、その他につきましては、この毒物劇物取締法のもとでの法律のたてまえが、これを販売、譲渡する場合に、必ずそれぞれ販売業者のところへ、何月何日という人によって記帳したと定めることには全部これを記録にとめるようになっておりますし、その取り扱いにつきましては、他の医薬品等と違ひまして、きわめて厳重な取り扱いを規制をいたしておりますので、このたてまえを今後とも国民

に対するPRその他によりまして徹底をして、こういう事故が最小限度にとどまるように今後とも努力をいたしたいと思っております。

○柳岡秋夫君 次の機会にいろいろ論議したいと思いますが、販売業者に対しては、確かにいろいろ規制の面で十分やれる改正のように見えますけれども、しかし、一たんそういう毒物、劇物が使用者の手に渡つてからの取り扱いについての厚生省の指導なり、あるいはその毒物、劇物の危険性についての啓蒙宣伝と申しますか、この取り扱いに当たつての注意、そういう面の指導が私はやはり欠けている面があるんじゃないかと思つておる。したがって、一面では取締まりを強化するという面と、そういう毒物、劇物を取り扱う、使用する場合の指導、そういう面の両面をかねないかと、これからますます公害が多くなつてくる中で片手落ちにならないような気がするのですが、そういう毒物、劇物の使用にあつた指導なり監督というものはどうなつておるのか、そういうに処置をされておりますか。全然やつておらないですか、厚生省としては。

○政府委員(熊崎正夫君) 農薬の使用については、それにつきましても、危害防止につきましては、これは先ほど高野先生御指摘のように、農薬取締法にのほりていろいろ規制もやっております。それから毒物、劇物につきましても、農薬であつても私のほうの規制の対象にいたしておるわけでございしますが、先生御指摘のように、やはり国民に対するPRというものが必ずしも十分ではないというところは、私もこれを認めるにやぶさかではないのでございまして、その辺は農林省ともよく相談をいたしまして、毎年五月に入りまして、農薬の災害防止運動というふうな月間のPR活動等も毎年毎年年中行事としてやっております。ななへくそういふ被害が起らないようにに極力宣伝し、事故を未然に防止するというところに今後ともつとめてまいりたいと思つております。

○徳永正利君 いままで錆付け屋なんかも青酸カリを使うわけですね、小さいいなかの錆付け屋でも。そういうものは実際どういうふうにいまでも規制をやつておつたか、今度の改正でそれはどうなるのか、改まったのか、改まるといふとおかしいが、また取り扱いはむずかしいのか、それが一つと、いままでのことと今後のこの改正によつて。それから、相模川でよく毒物が流れてアユやフナが何万匹も死ぬというふうな新聞記事が出るわけですね。それはいままでどうやっておつたのか、そして今度の改正で今後どうなるのか、それだけ一つ御説明願ひます。

○政府委員(熊崎正夫君) 従来は、先ほど御説明申し上げましたように、現行法二十二条のいわゆる「営業業者及び特定毒物研究者以外の者に対する準用」規定によりまして、ある程度規制の対象になっておつたのでございしますが、これが実は、たとえば運搬したり陳列したりする場合にかぎをかけるとか、あるいは流れ、しみ出ることを防ぐのに必要な方法を講じなければならぬという程度のきわめて抽象的な規定で、それを具体的にどういうふうな施設をしなければならぬというふうなことにつきましては、ほとんど野放

し状態になっております。それを今度ははっきりした基準を省令でもつてより詳細に具体的に示すようにするということになつたので、この点は、構造、設備等につきましての規格は厳重になる。いままでは、一応業務上取り扱つておるということで、表面的な法律の規制は受けておりましたけれども、しかし、それが今度はより厳重になる、これが第一でございます。

それから、従来は、事故があつた場合には、そのメッキ業者と錆付け屋等に立ち入り検査をすることができましたけれども、どこでどういうことをやつておるといふことが事実上把握ができおらないというのがこれまでの状況だったのでございしますが、今度はこういったものを、全部一応いまでもやっておらない毒物、劇物の取り扱い責任者をそこに置かせるということでもつて、責任者の届け出義務を課すということになりますと、どこでどういう工場がどういふことをやつておつて、どういふ人が管理人になっておるといふことが明白になるわけでございまして、したがって、届け出を受けるというところによつてその取り扱い責任者としての義務規定もございします。従来以上に規制がはつきりしてくる、こういうプラス面が出てくるわけでございします。

○徳永正利君 いや、私の質問はそういうふうな一般的なもののじゃなくて、錆付け屋のおやじがどういふふうな制約を受けるのか、あるいは工場主がいままで何でなかつたんだけれども、今度はこの法律でどういふふうにしはれるのかということなんです。

○政府委員(熊崎正夫君) 失礼しまし

た。鉾掛け屋という例でございますが、これは業務上の取り扱い者にはない責任者を置く義務はないわけでございます。しかし、そこで使っておる青酸カリその他の毒物を明らかに業務上使っておる業態でございますので、これを廃棄したり保管をする場合の留意といったものにつきましては、その根拠になります法律の中身が改正されますので、従来以上の取り扱いの義務といえますか、順守義務といえますか、これが厳重になる、こういうふうな御解釈願いたいと思います。

○徳永正利君 私は具体的に聞いていたわけ、ナマズやらフナがひっくり返ったという事件があるでしょう、相模川なんかで。新聞によく出ますね。あれはいままで野放しにしておったのか、取り扱いとかそういうものが、あるいはどの程度規制しておったのか、今度はどうなるのか、この改正で。

○政府委員(熊崎正夫君) きわめて具体的な事例でございますし、前例もございまして、説明員のほうより詳細に答えてまいります。

○説明員(横田陽吉君) 御説明申し上げます。ただいま御質問の鉾掛け屋等の場合でございますが、先ほど局長が御説明申し上げましたように、鉾掛け屋、かじ屋、そういったものは、いずれも毒物を業務上使用するものでございます。で、業務上使用するものの中には、ただいま御質問の、そういった非常に零細な業態と、それから、自動車の部品をつくる工場でありまうとか、非常に大きなメッキ工場、そういった大きな工場と二つに分かれてまいります。それで、今回の改正につ

きましては、大企業、小事業場、それによって差別をつけるという考え方は別に持ち込んでおりませんけれども、ただ、現実問題といたしまして、従来から起こっておりまして事故例でありまうとか、あるいは現実に使っておりまう毒物、劇物の使用量等によりまして、起こる被害の対象というものがおのずから定まっております。したがって、今回の改正といたしましては、非常にたくさん毒物、劇物を業務上使用しておるものであって、しかも、従来からの事故例の経験に徴しまして、非常に危険な業態について特に監督規制を厳重にするというふうな配慮を盛り込んでおります。そういった観点から、業務上取り扱い者につきましては二分類似したしまして、まず、第一の範疇は、政令で定める毒物、劇物を業務上使用するものであって、政令で定める業態であるもの、これを第一の範疇にいたしております。それから、第二の範疇は、毒物、劇物を業務上使用するものであって、第一の範疇に属さないもの、そういうふうな分類をいたしております。

第一の範疇にさしあたり入れたいというふうな考えておりますのは、現実には政令によってその範囲がきまるわけでございますけれども、無機シアン化合物を業務上使用する業態であって、しかも、その業態がメッキ部門であるもの、そういうふうな考え方をいたしております。つまり簡単に申しますと、第一の業務上取り扱い者を設置する義務を負い、しかも、その毒物、劇物を使用するにあたっては、これからそういうものを使用いたしますという届け出義務を課せられるものはメッキ業者

である。しからざるものは、いずれもそういった特別な管理者の設置義務とか、あるいはそれを使用する届け出義務は課せられません。そうなれば、その業務上取り扱い者の中で、メッキ業者以外の者については今回の改正は何の意味もなさないではないかという御疑問もおありのようでございますけれども、これにつきましては、先ほど

来、局長から御説明申し上げておりますように、第五条の関係の構造、設備の基準が非常に詳細に省令で定めるといふふうな仕組みになっております。この点、それから、第十一条の外部への流出防止の義務でございますが、現行法では外部へ毒物、劇物を流出してはならないという場合にどういう規定をいたしておりますかというのを申し上げますと、その毒物、劇物を貯蔵、運搬、陳列しておる場合には、その毒物、劇物を外に流し出さないようにしなさい、簡単に申しますと、こういうふうな規定でございます。したがって、貯蔵、運搬、陳列でございますから、製造業者とか販売業者とか輸入業者とか、そういった営業者につきましては、その規定はなるほど当てはまります。その規定を業務上取り扱い者について準用いたしておるわけですが、現行法では、業務上使用者は、その貯蔵、運搬、陳列という面に関しては、実はそれほど問題になるわけはありません。むしろそれを工業用の原料、材料として使用いたしております作業工程中において、たとえばメッキ槽のパイプがはずれて、それが外へ流れ出すとか、そういった事故が非常に多いわけでございます。したがって、貯蔵、

運搬、陳列という限定をはずしまして、あらゆる場合に外へ流れ出ないよう注意をしなければならぬ、こういうふうな点でございます。それが現実問題としては、業務上取り扱い者に対する非常に厳重な規制というふうな結果になってあらわれてまいるわけでありませう。

それから、もう一点は、十一条につきまして、先ほど局長から申し上げましたように、現行法では毒物、劇物その本体だけが流出防止義務の対象になっております。しかしながら、メッキ業者の場合を例にとりますと、メッキに使用しますシアン化合物は、大体シアン化合物としての含有量が三割ないし八割でございます。現在の法律では、三割ないし八割に薄めたものは毒物、劇物ではございません。毒物、劇物を含有するものではございません。ところが、現在の法律では、毒物、劇物については、しかも、貯蔵、運搬、陳列の際において流出防止の義務を課しているというのが十一条でございます。その二つの面から規制がはされてくるわけでございます。まず、作業に使っております場合は、貯蔵、運搬、陳列のいずれの形態にも該当いたしませんし、それから、もう一つは、「含有する物」でございます。毒物、劇物それ自体ではございませんから、これが流出防止義務の対象になっておらない。その第二の面については、特定のもののについては「含有する物」も流出防止の義務に加えるというふうな対象の広げ方をしたわけでございます。

それから、第三番目は、第十五条の二という規定がございますが、これは毒物、劇物を廃棄する際の基準を政令

で定めるといふ規定でございます。この規定も、先ほど御説明申し上げておりますように、営業業者、製造業者、販売業者等を含めた営業業者、それから、準用される業務上取り扱い者その両方に適用ないし準用される規定でありますけれども、この点につきましては、廃棄する場合に、政令で定める技術上の基準に従わなければならないものは何を廃棄する場合であるかといえますと、これも毒物、劇物それ自体を廃棄する場合でございます。したがって、メッキ業者の例を再び引用させていただきますと、メッキ槽の中に入っておりますシアン化合物の溶液は、これはすでに毒物でも劇物でもございませぬ、含有するものでありますから、それをそのまま多摩川にもし捨てたといまして、現行の毒物劇物取締法によつてはいかんともし得ないという、そういったことになっております。しかし、現実起こっております事故例は、いずれもそういった溶液等を多摩川等に、故意か過失か、いろいろなケースがあると思っておりますけれども、大体の場合は過失によつてであらうと思っておりますが、そういったものが投棄された場合でも、少なくとも毒物劇物取締法上何とも手当てのしかたがないということになっております。この点につきましては、第十一条

のところで申し上げましたように、流出防止義務の対象に「含有する物」を加えたと同じように、廃棄する場合の廃棄義務、廃棄する際に守らなければならない基準、それを当てる対象にこの毒物、劇物を「含有する物」を加えたと、こういうことでございませう。そういうことでございませう。

業務上取り扱ひ者について、これは大體二十万くらい業態がございますけれども、その中でメッキ業者だけを取り上げて届け出義務、それから、取り扱ひ責任者の設置義務をさらに加えたわけでございますけれども、その他の業務上取り扱ひ者につきましても、ただいま申し上げましたように、五条の構造、設備、それから十一条の流出防止義務、十五条の二の廃棄する際に守らなければならぬ義務というものがきわめて強くなるような法律改正をお願いいたしておるわけでござい、ますので、その点に關しては、全般的にこの毒物、劇物に關する主として公害防止の見地からする規制というものは強化されるものだといふふうな仕組みになっております。

○阿具根登君　そうすると、いまの説明を聞いてみると、熊本の水俣のあの病氣は、あれは一体どうだったのか。数年かかって奇病だ、水俣病だといわれて、そうして廃人になってしまった。それに厚生省の出した考え方が非常にあいまいで、いまの説明を聞けば、いままでの法律ではそれは取り締まらなかったのだ、こうなるでしよう。廃人になったことがわかつても取り締まらなかった。じゃ、それで通産省の關係は一体どうなっているのか。だったら、あれだけの何十人という人を廃人にしておいて、これは会社側の責任ではないということになりはしませんか。いままではそれは取り締まることができなかった、そんなばかなことではないでしよう。

○説明員(横田陽吉君)　私がたゞいま御説明申し上げましたのは、毒物劇物取締法上取り締まれるかどうかという

問題についてだけ申し上げたのでございまして、それらの点については私の御説明申し上げる範囲外でござい、ますから申し上げなかったわけでござい、ます。それで、毒物劇物取締法は、少しまた補足させていただきますと、これは大體におきまして製造業者、販売業者を通じての生産流通に關する法律であり、そういう性格を現行法は持つております。したがって、これを業務上使う段階になってからどういふふうな使ひ方をするか、それを廃棄する場合にはどういふふうな廃棄のしかたをするかという点につきま、是非に何といひますか、規定自体が不備でござい、ます。したがって、たゞいま申さ、れましたその事例に毒物劇物取締法がどういふふうな当てはまるかという点になりますと、先ほど申し上げましたように、非常に手薄だったので、さらにこれを厳重にすることが、ある意味では毒物劇物取締法の一つの体系の変更と申しますか、そういふことも、先ほど局長から申し上げましたように、公害防止的な見地からそういふことは踏み切つてやらなければならぬという見地からこういふ改正法案を提案させていただいてゐるわけでござい、ます。

○阿具根登君　どうもはつきりしないんですが、踏み切るとか踏み切らぬとかいふことでなくて、廃棄物に毒物がまじつておつて数十人の人が廃人になった、そういうのが取り締まられなかつたんだとか、あるいは今度踏み切つたんだ、そういう問題じゃないでしよう。そうすると、いままでそういうことをやつてよかつたんだということにな

るわけですよ。私はそういう法律はなかつたと思ふんですよ。そうすれば、いままで水俣でそれじゃあれだけの人が廃人になった、その場合に学者の方々がずいぶん論争もされた、私たちがこの委員会から派遣された現場を見に行つた、それじゃ何のために見に行つたのか。当然毒物、劇物であつたならば、これは禁止すべきである。それは毒物であるか劇物であるかということ

が非常にひまがかつたわけですよ。会社側でいへば、これは毒物じゃない、劇物じゃないという反証もするし、一方では、当然これは会社の廃液であるといふことを言つておつたが、現実には、御承知のように、現在の医療ではどうにもならない。しかも、最近の間では、これは物理的に、別府かどこかの、どろの温泉に入れたところが、水銀が尿からどんどん出てくるようになった、こういうことまでいつておるのだから、第一点は、いま言われました、いままでの法律では取り締まられなかつたんだということに疑問を持つのと、劇物であるか毒物であるかの判定を厚生省自体ができないではないか。だから四年も五年もかかつた、そうして結論が出なかつた、一体そういう場合はどうするの。現実問題は、人はそのために廃人になつてきた。しかし、会社側は会社側で、それなりの学者を使つて、会社の廃棄物ではありませんと、こう言う。ところが、実際今日になつてみると、当然そうであつたといふことがだれの目にも明らかになつておる。そういう場合は一体だれが責任を負うのか、どういふ取り締まりをするのか。その廃棄物の中に毒

物が入つておる入つておらぬというのは、今度きまるこれで監視員ができるのか。また、通産省の關係はどうなつておるのか、工場設置問題等についてどうなつておるか、そういう点はどういふふうになされておるのか。

○政府委員(熊崎正夫君)　先生の御質問は、この毒物劇物取締法でもつてあつた水俣の問題を取り締まることができなかつたかといふふうな御質問とすれば、現在の法律のためには明らかになつたといふことは、これは明白だと思ひます。しかし、今度の改正によりまして毒物、劇物を政令で指定する、含有する物、これを政令で指定するものでもひとつ規制の対象にしよといふのが私どもの今回の改正のたてまえでござい、ますが、これは政令でどういふことな、學者の方々の御意見を聞いた上で慎重に検討したいと思ひます。それで、あの水俣の場合には、私もが拝聴いたしておりましたところでは、何か有機水銀か何かあつたといふふうな考えられるのでござい、ますけれども、その辺はなかなか學者の方がやはり四年も五年もかかつて結論がまださだかでない。しかし、「含有する物」には、はたしてそういう有機水銀まで含めるかどうかといふ問題につきま、ましては、政令の段階で私どもは検討したいと思つております。しかし、責任問題といふことになつてまいりますと、これはいゝわゆる会社の工場管理の方法といひますか、そういう問題で解決する問題であつて、私どもとしましては、この毒物劇物取締

法自体で、そういう責任問題といひますか、つまり雇用主と被用者との間のその労働關係の問題とはこれは別個の問題だと、こういうふうな考へております。

○阿具根登君　労使問題をあなたに聞いておるわけじゃないんですよ。労使問題は、失礼ですが、私のほうが詳しくですよ、あなたよりも。そんなものを聞いておるわけじゃないんですよ。これは会社の廃液のためにこうなつたかといふことの判定をだれがするの、かと言つてゐる。その先の問題はわれわれがやりますよ。それから、肝心のものは政令にまかせろ政令にまかせろと言ふのです。私にはわからぬ。役人の皆さんが政令でやらせるだけで、肝心なものは政令にまかせろ政令にまかせろとおつしやる。時間がなから私にはやめさせられ、これは次回に延ばしておきますが、第一この資料をちょっと見てみると、別表の第一から第三までに百三十のこれは劇物、毒物の名前がついておりますよ。全部あなた方は知つておりますか。ここの議員だつたけれども知らぬですよ。だれもこんな専門家はおらぬです。私が読むのに読めないよ、かたかなでばらばらに書いたやつを百三十個も並べてある。もっと親切に、これはどういふときに使うやつだと、どういふものかといふことを説明しておかねば——あなた方は議會にこれを出しなさいといふと思つてゐるけれども、これでわかりませんか。これは大臣もわからぬでしよう。大臣、読んでみてわかりませんか。これは何といふのかわからぬです。よ。あなた、こんなものを百三十も並べておいて、そしてあなた方、質問さ

れると、もう官僚的に懇切丁寧にやられるけれども、實際時間を食うばかりで、議員が聞いていてわからぬです。よ、こんなことでは。こういうやつをもっと親切に、こんな何とかという用語だつて、読むのにめんどろです。これは読みませんが、これはどういふ場合にできるやつであるとか、どういふ工場でどういふものを使用する場合にこういふやつができるとか、あるいはこれはどういふ劇物である、どういふ毒物であるというくらいのことを書いておかなければ、これはこの次に私は一から百三十まで質問していきま

すよ。きょうは十二時半にやめると委員長から言われているからやめますが、私が一つずつ質問してあなた方説明できますか。こういう専門家なら別ですけれども、議員が何人おつても、わかる人はだれもおられないよ。もう少しこういう質問をせぬでもいいうに、親切にやられたらどうですか。

のEPNといいますが、こういうたものにつきました。これは殺虫剤だ、殺虫剤で、たとえばアカダニその他の虫にきく。それで、毒性につきました。は、大体一キログラム当たり何グラムぐらい飲めば毒性になるのだというふうな資料は用意してあります。大抵農薬と、それから化学材料といいますが、化学工場等をつくる関係のものが主体でございまして、その辺大別して区分けすることはできるわけでございますけれども、主たる用途につきましては、先生御指摘のとおり、次回までに必ず表にいたしまして提出する予定にいたしております。非常に申しわけございませんでした。

○高野一夫君 いま阿具根委員のおっしゃるのほつともだと思ひます。いま局長のほうからそうおっしゃったから、特に今度の改正が業務関係に使用しているいわゆる工場、処理場、そういうところを対象としている、その点においてはわれわれはいいと思つております。だから、それがどういふ工場で使用されているかということ、先ほどメッキメッキという話があつて、メッキだけが今度の対象になるようなふうの話に私は聞かされたのだけれども、ほんとうにメッキ工場だけを政令で指定する考えなのか、そのほかは何もないのか、そういう点をもう少し今後学者に研究させるにしても、ここまでは、厚生省として相当専門家で研究できていると思うから、こういうことを一応考えているというその資料もあわせて次回に提出をお願いいたします。

○政府委員(熊崎正夫君) 承知しました。

○小平芳平君 同じく、この資料を見ますと、事故の例がいろいろ出ております。要するに、こういう事故を防いでいくための法律改正じゃないかと思うのですが、どうですか。いろいろと毒物、劇物の取り扱いを間違えたとか、あるいは運搬中ひっくり返つたとか、こういうことはこの法律は範圍外かもしれないけれども、こういういろいろな事故があるという資料が出てくるのです。それから今度は、こちらのほうの改正点では、先ほど部長さんからも詳しく説明がありました。が、これこれしかじかのこういう改正をするのだというふうにもおっしゃっているのです。こういうふうな實際改正した場合に、そういう業者の人もまた実際の規制を受ける人が出てくるわけですから、こういう事故があるからこういう改正をしてこういうふうな事故を防ぐのだ、あるいはこういう事故を防ぐためにこういう改正が必要だということを説明していただくなり、あるいはそれがわかるような資料を出していただきたいと思ひます。

○委員長(鈴木強君) 局長よろしゅうございますか。

○政府委員(熊崎正夫君) ここに出ております事故の中に、たとえば河川に流すとか、そういうもので被害を受けた場合のこれにつきましたの対策は今度の改正には盛り込んでおるわけでございますけれども、たとえば農薬を飲んで自殺したとか、そういうところまでの防止策というものは、これは先

ほど御質問がございましたけれども、国民にPRをやるということ、それが具体的にこの取締法の中に、よりシビアに規制するといふような形にはなっておりませんので、その辺はひとつお含みおきをいただきたいと思ひます。

○委員長(鈴木強君) 小平委員、それではよろしゅうございますか。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十七分散会

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、戦傷病者中央援護福祉施設建設費の助成に関する請願(第一四六二号)(第一五〇〇号)(第一五〇九号)(第一五五八号)(第一五五九号)
- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等の不均衡是正に関する請願(第一四六二号)(第一四七一号)(第一四七三三号)(第一五〇八号)(第一五一四号)(第一五五九号)(第一五五九号)
- 一、戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(第一四七〇号)(第一四九九号)(第一五二三号)
- 一、戦傷病者援護に関する請願(第一四七四号)(第一五〇一号)(第一五一六号)(第一五一六号)(第一五一六号)
- 一、勤労学徒犠牲者援護に関する請願(第一四七五号)
- 一、駐留軍労働者の雇用安定に関する請願(第一四八二号)(第一四八二号)(第一四八三三号)(第一四八四号)(第一四八五号)(第一四八六号)(第一四八七号)

- 四八七号)(第一四八八号)(第一四八九号)(第一四九〇号)(第一四九一号)(第一四九二号)(第一四九三三号)
- 一、看護職員の労働条件改善に関する請願(第一四九八号)
- 一、理学療法士及び作業療法士法成立に伴う経過措置に関する請願(第一五一七号)
- 一、全国一律最低賃金制確立に関する請願(第一五一八号)
- 一、母子福祉法制定に関する請願(第一五二九号)(第一五五五号)
- 一、療術(医療類似行為)の制度化に関する請願(第一五八六号)(第一五八七号)(第一五八八号)(第一五八九号)(第一五九〇号)(第一五九一四号)

第一四六二号 昭和三十一年三月二十七日受理
戦傷病者中央援護福祉施設建設費の助成に関する請願

請願者 兵庫県水上郡相原町相原四六六 志村行雄
紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第一五〇〇号 昭和三十一年三月二十八日受理
戦傷病者中央援護福祉施設建設費の助成に関する請願

請願者 神戸市生田区中山手通二ノ一三 藤井八郎
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一三八七号と同じ

である。

第一五〇九号 昭和三十九年三月三十日受理

戦傷病者中央援護福祉施設建設費の助成に関する請願

請願者 徳島県板野郡北島町徳島県傷い軍人会内 新居幸男

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第一五一五号 昭和三十九年三月三十日受理

戦傷病者中央援護福祉施設建設費の助成に関する請願

請願者 石川県金沢市広坂通り二 徳田保久

紹介議員 島島徳次郎君

この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第一五五八号 昭和三十九年三月三十一日受理

戦傷病者中央援護福祉施設建設費の助成に関する請願

請願者 京都市南区八条通大宮西入京都市傷痍軍人会内 宇多久

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第一四六二号 昭和三十九年三月二十七日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等の不均衡は正に關する請願

請願者 兵庫縣氷上郡柏原町柏原四六六 志村行雄

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第一四七一号 昭和三十九年三月二十七日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等の不均衡は正に關する請願

請願者 千葉縣船橋市本町二ノ一、一七八 大西義一

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第一四七三号 昭和三十九年三月二十七日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等の不均衡は正に關する請願

請願者 広島縣尾道市土堂町三六二財団法人広島県傷い軍人会尾道支部内 松岡卓二外二名

紹介議員 川野 三曉君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第一五〇八号 昭和三十九年三月三十日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等の不均衡は正に關する請願

請願者 徳島縣板野郡北島町徳島縣傷い軍人会内 新居幸男

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第一五一四号 昭和三十九年三月三十日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等の不均衡は正に關する請願

請願者 石川県金沢市広坂通り二 徳田保久

紹介議員 島島徳次郎君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第一五五九号 昭和三十九年三月三十一日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等の不均衡は正に關する請願

請願者 京都市南区八条通大宮西入京都市傷痍軍人会内 宇多久

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第一五六〇号 昭和三十九年三月三十一日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等の不均衡は正に關する請願

請願者 神戸市生田区中山手通二ノ一三 山本博一

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第一四七〇号 昭和三十九年三月二十七日受理

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に關する請願

請願者 千葉縣香取郡山田町新里 都祭みつ

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一四九九号 昭和三十九年三月二十八日受理

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に關する請願

請願者 神戸市生田区中山手通二ノ一三 藤井節子

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一五一三三号 昭和三十九年三月三十日受理

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に關する請願

請願者 石川県金沢市下本多町五番丁 浦川あや子

紹介議員 島島徳次郎君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一四七四号 昭和三十九年三月二十七日受理

戦傷病者援護に關する請願

請願者 広島縣尾道市土堂町三六二財団法人広島県傷い軍人会尾道支部内 松岡卓二外三名

紹介議員 川野 三曉君

この請願の趣旨は、第一三九一号と同じである。

十八日受理

戦傷病者援護に關する請願

請願者 岡山県川上郡成羽町二、五三二岡山県傷い軍人会内 小坂喜代二外二名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三九一号と同じである。

第一五一六号 昭和三十九年三月三十日受理

戦傷病者援護に關する請願

請願者 石川県金沢市広坂通り二 徳田保久

紹介議員 島島徳次郎君

この請願の趣旨は、第一三九一号と同じである。

第一五六一六号 昭和三十九年三月三十一日受理

戦傷病者援護に關する請願

請願者 京都市南区八条通大宮西入京都市傷痍軍人会内 宇多久

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第一三九一号と同じである。

第一六一五号 昭和三十九年四月二日受理

戦傷病者援護に關する請願

請願者 神戸市生田区中山手通二ノ一三 山本博一

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第一三九一号と同じである。

第一四七五号 昭和三十九年三月二
十七日受理
動員学徒犠牲者援護に関する請願
請願者 広島県佐伯郡神美町是
長 野間克郎外一名
紹介議員 川野 三曉君
この請願の趣旨は、第六五三号と同じ
である。

第一四八四号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 東京都昭島市拝島町
三、五一八 松井藤男
外二百名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四八八号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 横浜市保土谷区今宿町
一、一六一 熊谷芳郎
外百名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四九二号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 神奈川県相模原市上溝
五、三〇三 齊藤
新一郎外百名
紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

(二) 産前六箇月産後一年は夜勤を
禁止すること。
(三) 病院地域に保育所を設置し、
二十四時間保育を実施すること。
(四) 夜間の急患や分べんにそなえ
て昼間勤務者の勤務の延長や拘束
時間の延長でなく、別個に勤務者
の配置を行なうこと。
(五) 医療職三表を改善するととも
に、夜勤手当を百分の百以上に改
めること。

第一四八一号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 東京都北区西ヶ原四ノ
三六 原正成外百名
紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四八五号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 東京都町田市成瀬五五
一 木目田恵三外百名
紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四八九号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 横浜市金沢区六浦町
四、八四二 中村市郎
外百名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四九三号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 神奈川県相模原市新戸
二、六二二 久保田徳
太郎外百名
紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

(一) 奨学資金を大幅に拡大するこ
と。
(二) 養成所の人件費、運営費を国
庫負担すること。
(三) 保健婦助産婦看護婦法の改正につ
いて
(一) 看護婦養成所を各種学校か
ら、学校教育法に基づく短大もし
くは大学とすること。
(二) 准看護婦が正看護婦になるみ
ち(別科コース以外)を検討する
こと。

第一四八二号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 東京都中央区月島西仲
通三ノ一二 関忠一外
百名
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四八六号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 横浜市磯子区岡村町七
三八 田津原武男外百
名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四九〇号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市深田
台九五 高橋寿夫外百
名
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四九八号 昭和三十九年三月二
十八日受理
看護職員の労働条件改善に関する請願
請願者 岡山県都窪郡吉備町栄
町九、二七一 中山清
子外四十九名
紹介議員 加藤 武徳君
看護職員の不足を解釈するため、その
労働条件等を左記のとおり改善するよ
う自治労第十一回定期大会の決定に基
づき要求するとの請願。

(一) 看護婦の意見は十分に聞いて、意
見の一致するまでは改正を行なわ
ないこと。
理由
医科学の進歩に伴い、看護職員はきわ

第一四八三号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 東京都豊島区西巣鴨二
ノ二、〇二〇 金子恒
久外百名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四八七号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 横浜市戸塚区中田町九
一四 清水保正外百名
紹介議員 小宮市太郎君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四九一号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 神奈川県逗子市沼間六
三六 鈴木菊治外百六
十六名
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四九四号 昭和三十九年三月二
十七日受理
看護職員の労働条件改善に関する請願
請願者 神奈川県相模原市上溝
五、三〇三 齊藤
新一郎外百名
紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

(二) 定数基準を大幅に改正すること。
(一) 新生児を含む患者二人に看護
婦一人以上の配置を行なうこと。
(二) 保健婦の定数配置については
都市部五千人口郡部三千五百人に一
人以上配置し、保健婦本来の業務
をさせること。

第一四八三号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 東京都豊島区西巣鴨二
ノ二、〇二〇 金子恒
久外百名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四八七号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 横浜市戸塚区中田町九
一四 清水保正外百名
紹介議員 小宮市太郎君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四九一号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 神奈川県逗子市沼間六
三六 鈴木菊治外百六
十六名
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四九四号 昭和三十九年三月二
十七日受理
看護職員の労働条件改善に関する請願
請願者 神奈川県相模原市上溝
五、三〇三 齊藤
新一郎外百名
紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

(二) 定数基準を大幅に改正すること。
(一) 新生児を含む患者二人に看護
婦一人以上の配置を行なうこと。
(二) 保健婦の定数配置については
都市部五千人口郡部三千五百人に一
人以上配置し、保健婦本来の業務
をさせること。

第一四八三号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 東京都豊島区西巣鴨二
ノ二、〇二〇 金子恒
久外百名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四八七号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 横浜市戸塚区中田町九
一四 清水保正外百名
紹介議員 小宮市太郎君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四九一号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 神奈川県逗子市沼間六
三六 鈴木菊治外百六
十六名
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四九四号 昭和三十九年三月二
十七日受理
看護職員の労働条件改善に関する請願
請願者 神奈川県相模原市上溝
五、三〇三 齊藤
新一郎外百名
紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

(二) 定数基準を大幅に改正すること。
(一) 新生児を含む患者二人に看護
婦一人以上の配置を行なうこと。
(二) 保健婦の定数配置については
都市部五千人口郡部三千五百人に一
人以上配置し、保健婦本来の業務
をさせること。

第一四八三号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 東京都豊島区西巣鴨二
ノ二、〇二〇 金子恒
久外百名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四八七号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 横浜市戸塚区中田町九
一四 清水保正外百名
紹介議員 小宮市太郎君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四九一号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 神奈川県逗子市沼間六
三六 鈴木菊治外百六
十六名
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四九四号 昭和三十九年三月二
十七日受理
看護職員の労働条件改善に関する請願
請願者 神奈川県相模原市上溝
五、三〇三 齊藤
新一郎外百名
紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

(二) 定数基準を大幅に改正すること。
(一) 新生児を含む患者二人に看護
婦一人以上の配置を行なうこと。
(二) 保健婦の定数配置については
都市部五千人口郡部三千五百人に一
人以上配置し、保健婦本来の業務
をさせること。

第一四八三号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 東京都豊島区西巣鴨二
ノ二、〇二〇 金子恒
久外百名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四八七号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 横浜市戸塚区中田町九
一四 清水保正外百名
紹介議員 小宮市太郎君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四九一号 昭和三十九年三月二
十七日受理
駐留軍労働者の雇用安定に関する請願
請願者 神奈川県逗子市沼間六
三六 鈴木菊治外百六
十六名
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一四九四号 昭和三十九年三月二
十七日受理
看護職員の労働条件改善に関する請願
請願者 神奈川県相模原市上溝
五、三〇三 齊藤
新一郎外百名
紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

(二) 定数基準を大幅に改正すること。
(一) 新生児を含む患者二人に看護
婦一人以上の配置を行なうこと。
(二) 保健婦の定数配置については
都市部五千人口郡部三千五百人に一
人以上配置し、保健婦本来の業務
をさせること。

めて高度な専門的知識と、すぐれた技術経験を要求されている。看護業務も質、量ともに増大しているが、これに従事する看護職員の処遇、労働条件が非常にわるいため、看護婦志望者は年々減少している。自治体に働く保健婦、看護婦も定数配置、労働条件ともにわるく、必要な定数を確保することが困難である。とくに保健婦の巡回指導の受持ちが一人で一万人に達し、二万四、五千人にも及ぶ上に国保税の徴収、整理等でも行なわされている。病院勤務の看護婦は、月の勤務日数の半分以上が夜勤であり、しかもその手当は夜食すらとれないほどの低額である。数回にわたる当局との交渉により夜勤の制限回数と看護婦の定数基準等は、いくぶんかの前進をみているが、要求事項全般については、まだまだ不十分である。

第一五一七号 昭和三十九年三月三十日受理

理学療法士及び作業療法士法成立に伴う経過措置に関する請願

請願者 山梨県甲府市北口一ノ

四 川手薫

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一二八〇号と同じである。

第一五一八号 昭和三十九年三月三十日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 横浜市港北区中山町八

二一 八雲井道治外百三十一名

紹介議員 木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第一〇一号と同じである。

第一五一九号 昭和三十九年三月三十日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 岐阜市長森野一色 堀

川佐佳枝

紹介議員 田中 啓一君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第一五八五号 昭和三十九年四月一日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 青森県弘前市大字本町

八六ノ二 平山ミネ

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第一五八六号 昭和三十九年四月一日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願(一通)

請願者 東京都渋谷区原宿一ノ

八五 今村保吉外九名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一五八七号 昭和三十九年四月一日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願

請願者 京都市東山区本町六ノ

二 土橋勝秀

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一五八八号 昭和三十九年四月一日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願(四通)

請願者 大阪府南区長堀橋筋二

ノ一九 川崎亨二外三名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一六二二号 昭和三十九年四月二日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願

請願者 茨城県日立市諏訪栄町

三七一 市村守三郎

紹介議員 鈴木 一司君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一六二三号 昭和三十九年四月二日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願

請願者 山形県鶴岡市荒町五一

渡辺得吉

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一六一四号 昭和三十九年四月二日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願(五通)

請願者 栃木県宇都宮市小幡町

二、六四二 森俊彦外四名

紹介議員 坪山 徳弥君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

昭和三十九年四月二十一日印刷

昭和三十九年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局